

女性活躍推進法に基づく男女の賃金差異の情報公開

区分	男女の賃金差異 (男性の賃金に対する賃金の割合)
全従業員	47.3%
正社員	81.4%
パート・有期社員	88.7%

対象期間：令和 5 事業年（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

賃金：基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当等を除く。

正社員：出向者については、当社から社外への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む。

パート・有期社員：期間工、パートタイマー、嘱託を含み、派遣社員を除く。

*パート社員については、正社員の所定労働時間（1日8時間）で換算した人員数を基に
平均年間賃金を算出している。